

会 議 録

第4回宮古島市教育委員会（定例会・臨時会）	
日 時	平成24年7月26日（木） 午後1時30分 開会
場 所	教育長室（城辺庁舎）
出席委員名	委員長 宮國 博 教育長 川満 弘志 委員 佐平 博昭 委員 佐和田 貴美子 委員 下地 由子
欠席委員名	
説 明 員	学校教育課長 乾 邦夫 市民スポーツ課長 根間 博信
事 務 局 員	生涯学習部長 平良 哲則 教育総務課長 垣花 和彦 総務係長 松堂 英彦
欠席事務局員	教育部長 田場 秀樹

議 案 等	件 名	結 果
承認事項	前回会議録の承認	承認
報 告	教育長報告	—
議案第29号	宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第30号	宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	原案可決
その他	平成24年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）について（教育費）	報 告

その他	オスプレイ配備反対宮古地区大会実行委員会への加盟について	報 告
その他	住民合意のない「学校統廃合」に反対する決議について	報 告
その他	教育条件・労働条件整備の改善についての要請	報 告

備 考		
-----	--	--

会 議 録

宮國委員長	<p>それでは第4回定例会の議事日程に入ります。 日程第1です。承認事項、前回会議録の承認でございます。しばらく時間をおきますのでご確認をお願いします。</p> <p>会議録について、ご異議がなければ承認をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
宮國委員長	<p>それでは、前回会議録については提案のとおり承認致します。</p>
宮國委員長	<p>では次に、日程第2 教育長報告です。教育総務課長の方から報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>(※本日までの主な日程について、読み上げて報告。)</p>
宮國委員長	<p>今報告のあった通りでございます。確認すべき所がございましたら、どうぞ。</p>
宮國委員長	<p>教育長報告はこれでよろしいですか。</p> <p>(はい)</p>
宮國委員長	<p>では次、日程第3 議案29号宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則についての提案をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第29号です。 宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則についてです。 上記の議案を別紙のとおり提案します。提案理由として、JETプログラムの運用改善に伴い、報酬を見直すには規則を改正する必要があるため、この案を提出いたします。 別紙をご覧ください。 宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則(平成17年教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正します。第4条を次のように改めます。 (任用期間)第4条外国語指導助手の任用期間は1年以内とする。ただし、5年を超えない範囲で再任用することが出来る。第7条第1項を次のように改める。外国語指導助手の報酬は所得税及び住民税控除前の額で月額28万円とし、再任用をした場合の2年目は月額30万円。3年目は月額32万5千円とし、特に優れた者として2回を超えて再任用をされた場合の4年目及び5年目はそれぞれ月額33万円とする。同条第4項中「360万円」を「年間報酬等額」に改める。 附則として、この規則は平成24年8月1日から施行する。ただしこ</p>

の規則の施行の日以前に任用された外国語指導助手の報酬については、なお、従前の例による。

新旧対照表の方で説明します。

現行第4条「契約期間」という項目でしたが、それを「任用期間」という表現に改めまして、現行の「外国語指導助手の契約期間は契約の日から1年以内とする。」という文言を、「外国語指導助手の任用期間は1年以内とする。ただし、5年を超えない範囲で再任用することができる。」というふうに変えました。第7条（報酬及びその計算）という所では月額31万円でしたが、それが変わりました。それに伴いまして、360万円という額が年間報酬総額というふうになって計算するようになっています。一律では無くなったので、360万固定では無いということ、そういうふうになっています。補足いたします。JETプログラムは総務省・外務省・文科省等で行っている外国人青年を招致して、外国語活動事業をさせようという事業です。その要綱が改訂されたということで、それに伴い規則を改正しないと報酬の支払いができないとなっておりますので、よろしくお願ひします。

宮國委員長

議案第29号について、質疑ありませんか。

(質疑なし)

宮國委員長

報酬は今までずっと一律だったものを、年数によって変えていきましようということですね。今まで一律だった額が勤める人によっては違ってくるとのこと。これは、手続き上の問題ですので、お認めを頂きたいと思ひます。

それでは、議案第29号については原案どおり可決してよろしいですか。

(はい)

議案第29号については、原案のとおり可決致します。

宮國委員長

次、日程第4 議案第30号宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱についての提案をお願いします。

生涯学習部長

議案第30号宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

提案理由、宮古島市スポーツ推進審議会条例第2条の規定により委嘱する必要があるため本案を提出します。

次ページ宮古島市スポーツ推進審議会委員名簿(案)をご覧ください。任期が平成24年8月1日から平成26年7月31日までの2年間。5名の委員の候補であります。

1人目が本村博昭氏、この方は宮古島市体育協会会長。2人目が美里泰雄氏、この方は宮古島市陸上競技協会元会長。次が、武富清氏、この方は行政出身、旧平良市教育委員会の職員でありました。そして次が、松川英世氏。宮古サッカー協会元会長。次が伊志嶺吉作氏。こ

	の方は宮古中学校体育連盟会長。以上の5名でございます。
宮國委員長	スポーツ推進審議委員とは、新しく設置された委員ではないですよ。前からありますよね。
生涯学習部長	はい、これまでは、スポーツ振興審議委員でした。 もともと条例があったのですが、合併後委嘱していなかったということで、今回初めての審議委員となります。
宮國委員長	では、条例に基づく新しい委員会の設置なんですね。
生涯学習部長	そうです。
宮國委員長	どうしていままで設置されていなかったんですか。
川満教育長	これについてはですね、今年度やはり教育ビジョンも整えられたということで、それをしっかり推進していくという意味でも設置をして取り組んでいこうということです。
宮國委員長	議案第30号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)
宮國委員長	議案第30号について、原案どおり可決してよろしいですか。 (はい)
宮國委員長	議案第30号については、原案のとおり可決致します。
宮國委員長	次行きます。日程第5 その他平成24年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)教育費関連予算についてです。
教育総務課長	はい、これは先ほど教育長の活動報告の中にもあったのですが、24日に臨時議会がありまして、補正予算の提案をしております。 原案通り可決をしていただきましたけれども、補正の内容を報告したいと思ひまして今日の委員会に提案しております。 お配りした資料で平成24年度一般会計補正予算(第2号)の説明資料というのがお手元にあるかと思ひますけれども、教育委員会関係の予算として旅費の補正です。 事務局費の旅費を143万3千円補正をしております。 その内訳ですけれども、費用弁償という事で狩俣小学校の児童が今回4名、室蘭市の開港140周年、それと市政施行90周年の記念式典に参加をすることになっておりますので、その児童4名の旅費、それから引率者3名の旅費、それからスワンの会というのがありまして、こちらの方が交流の中心というふうになっておりますので、そのスワンの会の代表者1名分の旅費の補正を行っております。それから教育部長も参加しますので、事務局を代表しまして教育部長の旅費の補正

も行っております。

それから来月の2日に、宮古島市ジュニアオーケストラが東京公演を行う事になっておりますが、そちらの方で教育長が激励のあいさつを依頼されておりますので、東京への教育長の旅費の補正を行っております。合計で143万3千円です。

それから小学校費の中で工事請負費2,692万2千円を補正しております。その内容ですけれども、砂川小学校の校舎改築工事に伴います屋外の附帯工事です。それから久松小学校の浄化槽移設工事。この費用の補正を行っております。以上でございます。

宮國委員長

7月24日に開催されました臨時議会において可決されております。予算としては成立という事でございます。

休憩します。

※狩俣小学校への旅費支給について、助成金ではないことの確認。

※関連して宮古島市の姉妹都市・交流都市との交流の在り方について、どの部分で交流をしていくのか等教育委員会も整理する必要があるとの意見あり。

※宮古島ジュニアオーケストラ東京公演への旅費に関連して、文化関係団体への補助金の在り方については、個別の団体へ補助金を出すのではなく、スポーツ関連で言えば、体育関係団体を取りまとめる体育協会への補助金支給の様な形で、宮古島の文化関係団体を取りまとめるような組織を構築していく形が望ましいとの意見あり。

※文化活動に対する理解を深めていくことを確認

宮國委員長

再開します。補正予算、議会で認められておりますので有効に執行して下さい。

次、日程第6 その他オスプレイ配備反対宮古島地区実行委員会への加盟についてです。

川満教育長

これについては、県市町村教育委員会連合会の会長名での「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会への参加について」の協力依頼の文書がお手元にありますのでご覧下さい。

今回委員の皆様も案内の通りオスプレイ配備に対して沖縄県あげて反対しているということで実行委員が組織されております。

それに対して宮古島市でも実行委員会を組織して、同日・同時刻に開催した方が意義があるということで、宮古地区の実行委員会が組織されております。その実行委員会への加盟について要請がされております。

これには県の市町村教育委員会連合会も賛同をしておりますし、是非私たちも沖縄の平和をしっかりと守っていくという趣旨からもこれに参加をしてはいかがかということです。

宮國委員長

県教育委員会連合会の理事に私もなっておりますので、連絡がありまして、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会の実行委員会の組織

参加をしてくれと要請がありましたので私は賛成の意を表しました。他の理事も全員賛成だったようであります。

県教育委員会連合会としては、実行委員の中に会長が入って、今度の県民大会を盛り上げていくということでございます。

その流れの中で、宮古島市でも開催する事になっておりますので、この実行委員として教育長を参加させてくれということですね。全県的な動きの中での作業ですので、ご理解いただけませんか。

よろしいですか。

(はい)

宮國委員長

教育長の加盟については、全員一致で了解となりました。

次、日程第7 住民合意の無い「学校統廃合」に反対する決議について。労働組合から提出されておりますのでお読み下さい。

これは受けましたという事でございますので、これを教育長に申し上げてあるはずですから、報告にとどめたいと思います。

次、日程第8 その他教育条件・労働条件整備の改善についての要請が労働組合からきています。これについては要請でございますので、すぐに結論が出るということにはならないと思いますがいかがですか。

川満教育長

これは1から10まで項目が書かれています。

そのことに関しては、状況説明出来るものについては説明をしてあります。

今後、事務局の方で回答を作成して、次回の委員会定例会に提出し、その後、労働組合には回答したいと思います。

以上で本日の議事日程は終了でございます。

休憩にはいります。

(休憩)

宮國委員長

再開します。各委員の方から質問、提案等ありましたらどうぞ。

佐平委員

最近毎日出てくる大津のイジメ問題に関してですが、事後処理の前に未然防止という教育委員会のあり方までも全国のニュースに流れております。

対応の仕方、また教育委員という最高責任者という役割がありながら、なかなか機能されていないという全国のニュースを見る度に心の痛い思いをしている。

宮古島の中でそういう事例があるのか、起こってからどうするのかとなっても遅いので未然防止という意味で文科省からいろんな通知が出てアンケートを取りなさいというような動きがあると聞いています。

教育委員会として宮古島の教育委員としてどういう動きができるのかを是非、意見を出し合って検討していただきたいと思います。

宮古島の現状はどうなっているのか、本当に全く何も問題は起こっていないのか、学校の中だけで処理をしているのか、教育委員として情報を共有して対応していく必要があると思いますので、その辺の議論をさせていただきたいと思います。

宮國委員長

これは今の大津の事件があったからということでは無く、前からやらないといけないこと。こういう学校におけるイジメの問題というのは教育現場の問題として大きな課題になってきます。これは、今に始まった事では無いですよ。我々が生徒の頃からこういうイジメ問題というのはありますね。これに対する対応がどういうふうにされているのかとか、あるいは宮古の状況はどうなっているのかとか、共通する認識はお互い持つておくべきだと思います。

これは教育長にお伺いするわけですが、宮古はどういうふうな状況になっていますか。

川満教育長

生徒指導については毎月1回各学校から問題行動についての報告を受けます。

その中にはイジメだけではなく生徒間の暴力、家出とか、飲酒・喫煙、そういった項目がたくさんあるわけですね。その中でイジメについて項目があって、それが学校で認めるものがあれば報告があがってくるようにはなっております。

ただそのイジメというものを学校がきちんと認識出来るかどうか、知っているかどうか。今回の事件の発端も学校側もそれをイジメとして認識していないという所があったように聞こえますし、ずっとこれまでの問題の大きくなった報道などを見ても、やはりイジメがあったにも関わらず、それがきちんと認識されていないという所に問題があるわけですね。

ですから私たちとしては、そのあたりの把握をしっかりとやるようにということで、具体的にどういうふうにするか、どういうことが学校では取り組まれているかと言うと、一例としては、それぞれ学期に何回か（学校によって違いますが）教育相談週間を設けて、先生方と生徒が個別で1対1で面談をして、その中で悩みを聞くとかですね、そういうことは無いとか、面談を通して把握していくという方法。それから定期的なイジメの実態調査。委員会にあがってきた報告の中には今のところイジメは報告されていない。これが本当に無いのかということになると、やはりここにあがってくるケースでしか、私たちは把握出来ない。現場がどういうふうアンテナを張り巡らせて、それに敏感に反応するかというのが課題。

宮國委員長

お互い委員の共通の認識のためにも今後どういう姿勢で対応していくかということ。

今教育長から色々説明がありましたが、学校現場がしっかりやっていますよというようなことを我々が知る為には、大変面倒ではありますが、今まであがってきた報告をまとめて頂き、この学校はこういう事をやっていますよ、あるいはこの学校にはこういう課題がありますよ、というような事を紙にして報告出来ませんか。

川満教育長	わかりました。
宮國委員長	そしてもう一つは、教育長サイドで学校長あるいは学校の生徒指導に関わる人達を集めて、是非アンテナをしっかりとはってくださいと、イジメが起こらないようにしっかりと子ども達を指導監督して下さいと言う機会を是非持って下さい。
川満教育長	はい、それについては、既に済んでおります。 県の方で研修会をやっておりますので、その席でそのことについても話はしてあります。それには、県と宮古島市が別々にそれをやってもあまり効率的ではありませんので、宮古島市の方からもその県の生徒指導担当研修会、あるいは校長研修会。そこに一緒に行ってその席で話をするという仕組みになると思います。
宮國委員長	是非、その取り組みについては、情報共有として報告をして下さい。
川満教育長	では、定期的に報告するようにします。
宮國委員長	是非、そのようにして下さい。
佐平委員	どういう形で動けばいいのか、例えば全国的な問題としてイジメの問題が公に出ています。 各自自治体には5、6名の委員がいるが、そこで教育委員として行動を起こすことが出来なければいけない。 宮古島市の中においても、今言った報告が無ければ次の行動は出来ない。個人の喫煙や飲酒といった問題行動に対しては、停学させたりと処分することができるが、生徒同士の見えない部分については、教育長も言ったように、見る力、先生の力が必要となる。 教育委員会、委員としても何らかの動きができないのかと思います。
下地委員	生徒指導の先生方に対する研修会も必要なことなんですが、今回の事件は、親との意思の疎通があまり上手くいってなかったような気がします。 宮古においても、学校側に対して保護者がこういうことがあるよという訴えをしていても学校側から何の反応も無かったとか、あるいは逆に、学校側から親に対してこういうふうに子どもさん達になっているよと問いかけをしても親からの反応が無いとか。そういうことがあると思います。特に大きな学校にあってはその傾向があります。 なので、PTA との連携とか、そういうものも考えていく必要があるではないかなというふうに思うのですが、先生方の対応だけではなくて親との連携をどういうふうに確立していくかが大事です。
川満教育長	この種の事案が深刻な所まで発展するのは、まさに今おっしゃった事なのですが、これが届かないということですね。 早期発見・早期対応、これが一番大事です。その早期対応というのが上手く機能しなかったというのが、事を深刻にしている。 国は国として色んな指導マニュアル等も出しています。一昨年、

	<p>文科省が出している生徒指導の基本書、生徒指導提要を読みましたが、この中には生徒指導に関するありとあらゆる事が丁寧に資料として盛り込まれています。これを行政も学校も地域社会も実践すればほとんど深刻な問題が頻発することにはならないと思いますので、うまく活用されていないという事実があります。</p> <p>教育委員会から各学校宛に、生徒指導の早期発見・早期対応についてしっかり対応するようという文書を出しました。</p> <p>その中に各学校で熟読するようという文言を書き入れなさいということで指示をしまして、書き入れさせてありますので、それがどういうふうに各学校で活用されているか、そのへんの所も見ていく必要がある。</p>
川満教育長	<p>委員会の仕事として、大きいのは先生方の感覚を研ぎ澄ます、しっかりしたものにしていくというのが私たち委員会行政の大きな仕事、指導行政の大きな仕事。こういうことを起こさないように常に集中して指導していくというのが我々の仕事でもあります。やはり、どこかに漏れが無いかというところを我々は見えて、対策の取り組みがされていないようであれば、きちんと指導していくというのが委員会の大きな仕事だと考えています。</p>
宮國委員長	<p>問題はお互いの教育委員としての社会に対するアピール。社会に対する我々の意見を言う機会を工夫しなければならない。</p>
下地委員	<p>もう一つ、福祉保健部の中に児童家庭課という部署がありますよね。あそこでも色々な情報を持っていると思います。</p> <p>それを学校教育課ときちんと連携して、縦割りでは無くて、共有してどこにどういう子どもさんがいて問題行動を起こしているとか。あるいはこの家庭には、どういう課題があるとか、そういったものを情報収集しておく必要はあると思います。</p> <p>行政が立ち入るとしたら、児童家庭課だと思いますが、その部署との連携も非常に重要になると思います。</p>
川満教育長	<p>その事については対応している部署があります。</p> <p>例えばスクールソーシャルワーカーでありますとか、教育事務所にいるスクールソーシャルワーカー、そして教育相談員、マティダ教室、それから県の教育相談員、児童家庭課。そういう所で連絡会議を持っているので、情報交換する仕組みはあるわけです。</p>
宮國委員長	<p>我々は、教育委員会としての行動を考える必要がある。</p> <p>それではお話は以上で、また必要であれば委員会は定例会に限らず臨時会でも開催していきましょう。</p>
川満教育長	<p>3点ほど、よろしいでしょうか。</p>
宮國委員長	<p>どうぞ。</p>
川満教育長	<p>1点目は、学校の適正配置についてです。</p>

現在、伊良部地域で適正配置を推進するための組織作りに向けての話合いをすることで動いています。

来月の9日に伊良部地区で保護者を中心にした話し合いをやりたいと思います。そこで教育委員会の今後の取り組み方をどういうふうにしてやっていくかということの説明する。

私どもは議会で、地域を中心に説明をし、出来るだけ地域で話し合いをして、形を作っていこうというふうな基本的な考えを明言しておりますので、そこに素案（たたき台となる素案）を持って行き、教育委員会としてはこういうふうを考えていますというのを出さないといけないと考えています。

委員の皆さんに示してあります素案をそのまま持って行っていいのか了承を取りたい。

宮國委員長

いいのではないかと思います。あの流れでよろしいのではないでしょう。

川満教育長

スケジュールとしては、そういうふうなことを考えています。

9日午後7時から、私と教育部長と対策班で参加をします。対象になっている地区で話し合いをし、こういうスケジュールですよという説明をして、それぞれで推進委員会を組織をして具体化していくと、そのように考えています。

川満教育長

次に、懲戒処分となった元教諭の件です。

学校も対応に苦慮しておりましたが、終業式以降は、学校にも出勤してきていないということでありました。学校も校長も、もし何かがあったらというふうなことを心配してました。もし二学期が始まって、再び学校に登校して不法に居るようなことがあれば、私たちはしかるべき手を打たないといけないというふうに、警察の力も借りなければならぬと考えております。これが2点目です。

3つ目です。私たちの会議の中で非常に資料、ペーパーが多いので、地域説明会などをこれからやっていく時には、長い文書については、わかりやすく、出来ればパソコンを使いながら説明をし、出来るだけ地域の方の疑問に答えられるような説明資料にしていきたいと考えています。

※教育委員会の会議についても非常に印刷物が多いので、ペーパーレスに出来ないかということで、iPadなどを活用して印刷を出来るだけやらなくていいような仕組みづくりをしていきたい。事務局内で相談していきたい。

宮國委員長

では一つ前向きに、教育長に頑張って頂きたい。

それでは、これで本日の会議は終了いたします。おつかれさまでした。